

教育行政組織と予算



新校「菖蒲中学校」新制服

1 久喜市教育委員会教育長・教育委員



教育長
柿 沼 光 夫



教育長職務代理者（委員）
諸 橋 美津子



委員
山 中 大 吾



委員
小野田 真 弓



委員
渋 谷 克 美

職 名	氏 名	就 任 年 月 日
教 育 長	かき ぬま みつ お 夫 柿 沼 光 夫	平成 26 年 5 月 21 日 (現任期 令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)
教育長職務代理者 (委 員)	もろ はし みつ こ 諸 橋 美津子	平成 29 年 5 月 21 日 (現任期 令和 3 年 5 月 21 日～令和 7 年 5 月 20 日)
委 員	やま なか だい ご 山 中 大 吾	令和元年 5 月 21 日 (現任期 令和元年 5 月 21 日～令和 5 年 5 月 20 日)
委 員	お の だ ま ゆみ 小野田 真 弓	令和 2 年 5 月 21 日 (現任期 令和 2 年 5 月 21 日～令和 6 年 5 月 20 日)
委 員	し ぶ や かつ み 渋 谷 克 美	令和 4 年 5 月 21 日 (現任期 令和 4 年 5 月 21 日～令和 8 年 5 月 20 日)

2 歴代教育長

代	氏 名	就 任 期 間
初	よし だ こう じ 吉 田 耕 治	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 26 年 5 月 20 日
2	かき ぬま みつ お 柿 沼 光 夫	自 平成 26 年 5 月 21 日 至 現 在 ※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）に基づく新「教育長」としての期間は平成 27 年 4 月 1 日から。

3 歴代教育委員長

代	氏 名	就 任 期 間
初	こ ばやし のり お 小 林 徳 雄	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 22 年 5 月 20 日
2	かごしま きん え 鹿児島 金 衛	自 平成 22 年 5 月 21 日 至 平成 27 年 3 月 31 日 (平成 25 年 5 月 21 日～平成 25 年 5 月 22 日を除く)

※平成 27 年 4 月 1 日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）に基づく新教育委員会制度に移行したため、教育委員長職は平成 27 年 3 月 31 日をもってなくなりました。

4 歴代教育委員

氏 名	就 任 期 間
うち だ てい いち 内 田 貞 一	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 22 年 5 月 20 日
おお くま ふ み え 大 熊 芙美江	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 22 年 5 月 20 日
こ ばやし のり お 小 林 徳 雄	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 22 年 5 月 20 日
はや かわ ひろ あき 早 川 碩 明	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 24 年 5 月 20 日
よし だ こう じ 吉 田 耕 治	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 26 年 5 月 20 日
こ じま ひろ こ 小 島 博 子	自 平成 22 年 5 月 21 日 至 平成 23 年 5 月 20 日
かごしま きん え 鹿児島 金 衛	自 平成 22 年 5 月 21 日 至 平成 29 年 5 月 20 日

えの　もと　ひで　あき 榎　本　英　明	自　平成 22 年 5 月 21 日　　至　令和 3 年 9 月 30 日
たか　ぎ　まなぶ 高　木　学	自　平成 23 年 5 月 21 日　　至　平成 27 年 5 月 20 日
つば　い　き　よ　こ 坪　井　喜代子	自　平成 24 年 5 月 21 日　　至　令和 2 年 5 月 20 日
かき　ぬま　みつ　お 柿　沼　光　夫	自　平成 26 年 5 月 21 日　　至　平成 27 年 3 月 31 日※
か　のう　かず　や 狩　野　和　也	自　平成 27 年 5 月 21 日　　至　令和 1 年 5 月 20 日
もろ　はし　みつ　こ 諸　橋　美津子	自　平成 29 年 5 月 21 日　　至　現　在
やま　なか　だい　ご 山　中　大　吾	自　令和 1 年 5 月 21 日　　至　現　在
お　の　だ　ま　ゆみ 小野田　真　弓	自　令和 2 年 5 月 21 日　　至　現　在
し　ぶ　や　かつ　み 渋　谷　克　美	自　令和 4 年 5 月 21 日　　至　現　在

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）に基づく新教育委員会制度に移行したため、平成 27 年 4 月 1 日から教育委員の身分を有さない。

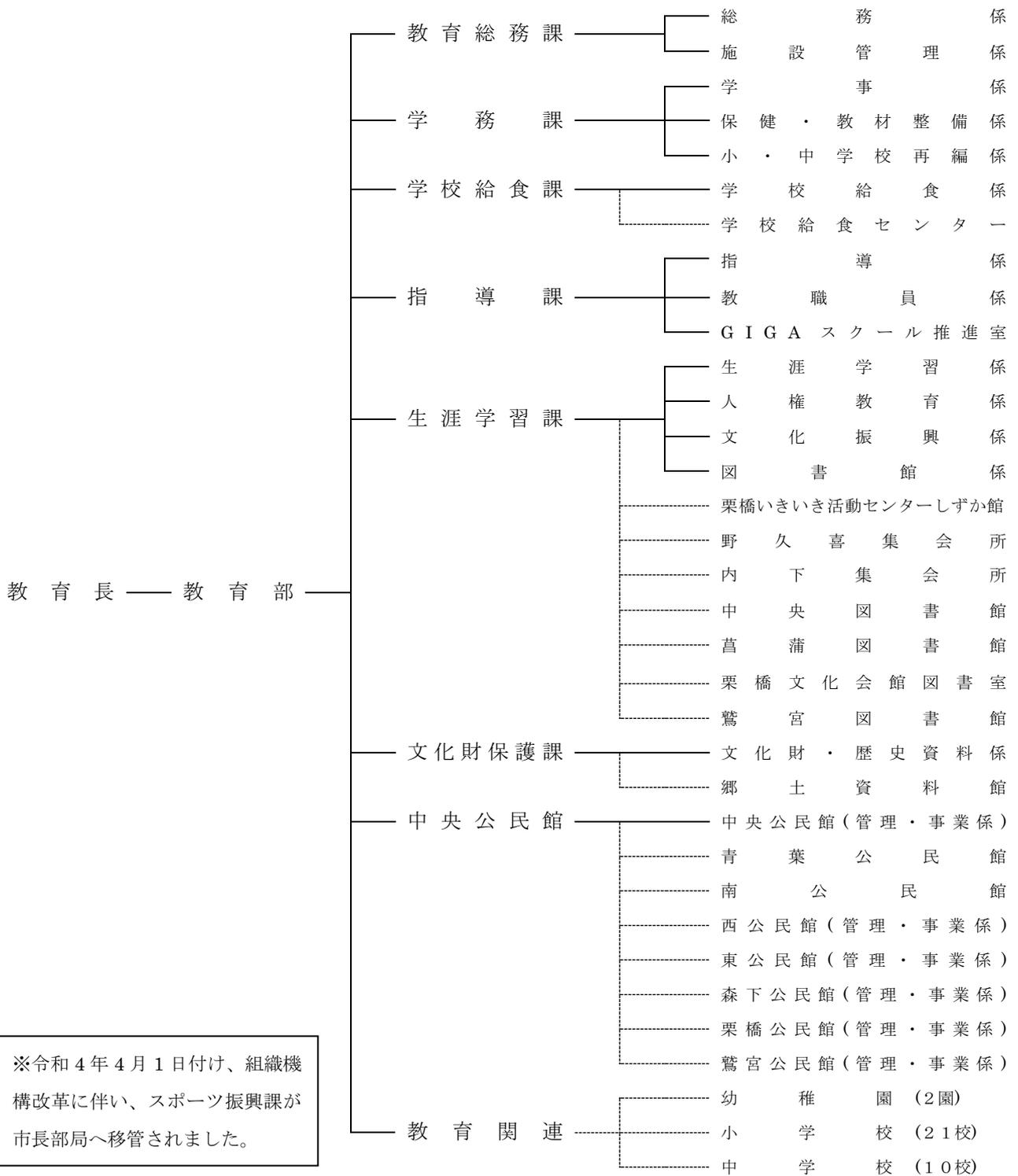
5 教育行政の沿革

- 平成 22 年 3 月 久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町が合併し、新「久喜市」が誕生。
- 平成 22 年 3 月 旧栗橋町いきいき活動センターハクレン館を新たに栗橋公民館として開館。
- 平成 25 年 7 月 第 1 期久喜市教育振興基本計画を策定。
- 平成 26 年 4 月 久喜地区とその他 3 地区で異なっていた小中学校の学期制を統一し、「新しい 3 学期制」を導入。
市立体育施設及び久喜市栗橋 B&G 海洋センターにおいて指定管理者制度を導入。
- 平成 27 年 4 月 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正施行され、教育委員長と教育長を一本化し、新「教育長」に旧制度の教育長であった柿沼光夫氏を任命。
- 平成 27 年 6 月 第 1 回久喜市総合教育会議を開催。市長が「久喜市教育大綱」を策定。
- 平成 27 年 11 月 全ての小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事が完了。
- 平成 27 年 6 月 全ての小学校で放課後子ども教室（ゆうゆうプラザ）が開設。
- 平成 27 年 9 月 久喜市栗橋町史編さん事業完了（予定していた編さん物をすべて刊行）。
- 平成 28 年 3 月 第 1 回よろこびのまち久喜マラソン大会を開催。
- 平成 28 年 4 月 太東中学校、太田小学校、久喜東小学校に学校運営協議会を設置。
- 平成 28 年 6 月 全ての小中学校の教室にエアコンを設置し、一斉稼働。
- 平成 29 年 4 月 全ての小中学校が学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなる。
- 平成 30 年 3 月 第 2 期久喜市教育振興基本計画を策定。
- 平成 30 年 6 月 「本気・本樹の学力向上プロジェクト」の一環として、全ての中学校に放課後無料学習の場「くき本樹塾」を設置。
- 平成 31 年 4 月 市立幼稚園（中央幼稚園・栗橋幼稚園）において 3 歳児からの保育を開始。
第 3 子以降への学校給食費補助を開始。
中学 3 年生への英語検定受験料補助を開始。
市立図書館において指定管理者制度を導入。
- 令和元年 10 月 幼児教育・保育の無償化がスタート。
- 令和 2 年 2 月 新型コロナウイルス感染症防止のため、全国の小中学校で一斉臨時休業。（久喜市は、3 月 2 日～3 月 26 日、4 月 8 日～4 月 19 日、5 月 7 日～5 月 31 日実施。）
- 令和 2 年 3 月 市立図書館において「久喜市電子図書館」サービスを開始。
新型コロナウイルス感染症防止のため、市公共施設において、臨時休館または条件付き利用を実施。（久喜市新型コロナウイルス対策本部会議にて方針決定。）
市長が久喜市「健幸・スポーツ都市」を宣言。
- 令和 2 年 4 月 スポーツ振興課が新設され、教育委員会内に設置。
全国的にも、いち早く ICT を活用したオンライン授業等を実施している市として、新聞やテレビの取材を多数受ける。
- 令和 2 年 6 月 コロナ禍における保護者への経済的支援として、学校給食費（6 月～8 月）の無償化を実施。
- 令和 3 年 1 月 新型コロナウイルス感染症対策を講じ、成人式は 4 地区ごとに式典のみ実施。
- 令和 3 年 2 月 国の GIGA スクール構想に基づき、児童生徒一人一台の ICT 機器（タブレット端末）の整備が完了。
- 令和 3 年 4 月 Google 認定教育者と ICT 専門官を配置した「GIGA スクール推進室」を指導課内に設置。

- 令和 3 年 4 月 江面第一小学校と江面第二小学校を統合し、新「江面小学校」が開校。
- 令和 3 年 6 月 全ての普通教室に大型提示装置を設置。
- 令和 3 年 7 月 「Google for Education パートナー自治体プログラム」に参画。
- 令和 3 年 8 月 新「久喜市立学校給食センター」が稼働。
新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中につき、「感染防止対策を徹底し、登校による学習を基本としつつ、オンラインによる学習を組み合わせたハイブリッドな教育活動」を実施。(8月31日～9月17日分散登校実施。)
- 令和 3 年 9 月 オンライン授業実施時の児童生徒の出席の取り扱いについての基本方針を小中学校長宛てに通知。(内容：児童生徒が非常時等に実施したオンライン授業に参加し、学習成果が認められる場合、「出席扱い」とする。)
- 令和 4 年 1 月 新型コロナウイルス感染症対策を講じ、成人式は4地区ごとに式典のみ実施。
江面小学校における大規模改造工事が完了。
- 令和 4 年 2 月 中学3年生を対象として、新型コロナウイルス感染症防止(受験対策)の為オンライン授業を実施。(2月14日～22日)
太東中学校における大規模改造工事が完了。
菖蒲中学校における大規模改造工事が完了。
- 令和 4 年 3 月 鷺宮総合支所5階に生涯学習施設「まなびすポット」が開所。
- 令和 4 年 4 月 菖蒲中学校と菖蒲南中学校を統合し、新「菖蒲中学校」が開校。
上内小学校は小規模化が著しく、教育活動に課題が生じていることから休校とし、同校の児童は鷺宮小学校に通学。
久喜市共同オンライン分教室(略称：KDX分教室)を設置。
スポーツに関する事務が市長部局の所管となる。(スポーツ振興課が市長部局 健康・子ども未来部に移動。)

(令和4年8月24日現在)

6 事務局組織



※令和4年4月1日付け、組織機構改革に伴い、スポーツ振興課が市長部局へ移管されました。

7 事務分掌

◎教育総務課

- (1) 教育委員会会議に関すること。
- (2) 教育委員会規則等の制定改廃に関すること。
- (3) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会の重要な施策の総合調整に関すること。
- (5) 教育予算の総括に関すること。
- (6) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事に関すること。
- (7) 文書の收受及び発送に関すること。
- (8) 公印の管理に関すること。
- (9) 儀式及び表彰に関すること。
- (10) 調査、統計及び広報に関すること。
- (11) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。
- (12) 教育行政に関する相談の受付に関すること。
- (13) 部の庶務に関すること。
- (14) 教育財産の管理に関すること。
- (15) 教育施設設備の整備に関すること。
- (16) 学校施設の整備計画に関すること。
- (17) 学校用地の取得計画に関すること。
- (18) 学校施設台帳の整備保管に関すること。
- (19) 学校及び幼稚園の施設の維持管理及び補修に関すること。
- (20) 学校施設における工作物等の設置承認願に関すること。
- (21) 学校管理備品の整備に関すること。
- (22) 学校に係る予算の執行に関すること。

◎学務課

- (1) 通学区域に関すること。
- (2) 児童生徒の就学に関すること。
- (3) 学齢簿の編成保管に関すること。
- (4) 学級編制に関すること。
- (5) 就学援助費に関すること。
- (6) 特別支援教育就学奨励費補助に関すること。
- (7) 障がい児通学費補助に関すること。
- (8) 市立幼稚園の入園許可に関すること。
- (9) 市立幼稚園の保育料に関すること。
- (10) 市立幼稚園及び私立幼稚園における幼児教育無償化に関すること。
- (11) 市立幼稚園の庶務に関すること。
- (12) 私立幼稚園の補助に関すること。
- (13) 業務員に関すること。
- (14) 教科用図書は無償給与に関すること。
- (15) 入学準備金及び奨学金に関すること。
- (16) 通学路に関すること。
- (17) 児童生徒の安全に関すること。

- (18) 学校その他教育機関の保健、環境衛生及び安全に関すること。
- (19) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (20) 児童生徒の健康管理に関すること。
- (21) 教材教具等の整備に関すること。
- (22) 小・中学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (23) 学校に係る予算の執行に関すること。

◎学校給食課

- (1) 学校給食の運営に関すること。
- (2) 学校給食の衛生管理に関すること。
- (3) 学校給食費に関すること。
- (4) 学校給食施設に関すること。
- (5) 学校給食に係る予算の執行に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。

○久喜市立学校給食センター

- (1) 給食計画に関すること。
- (2) 献立作成等の栄養管理に関すること。
- (3) 給食用食材の購入、出納及び管理に関すること。
- (4) 給食調理に関すること。
- (5) 給食配送に関すること。
- (6) 学校給食費に関すること。
- (7) 給食センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 給食センターの衛生管理に関すること。
- (9) 久喜市立学校給食センター運営委員会に関すること。
- (10) その他の学校給食に必要な業務。

◎指導課

- (1) 学校教育の指導及び助言に関すること。
- (2) 教職員の研修に関すること。
- (3) 教科用図書採択に関すること。
- (4) 教育相談及び久喜市障がい児就学支援委員会に関すること。
- (5) 県費負担教職員の人事に関すること。
- (6) 県費負担教職員の調査等に関すること。
- (7) 教職員の福利厚生に関すること。
- (8) 学校に係る予算の執行に関すること。
- (9) 教育センターの整備に関すること。
- (10) 学校における教育の情報化に関すること。
- (11) 学校情報ネットワークに関すること。
- (12) 学校の情報セキュリティポリシーに関すること。
- (13) 学校における ICT 環境の整備に関すること。
- (14) 学校における ICT 機器の活用及びその支援に関すること。

◎生涯学習課

- (1) 社会教育の企画及び調査に関する事。
- (2) 社会教育関係委員会の会議に関する事。
- (3) 社会教育関係団体の指導育成に関する事。
- (4) 青少年、婦人教育及び成人教育に関する事。
- (5) 生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備に関する事。
- (6) 視聴覚教育に関する事。
- (7) 人権教育に関する事。
- (8) 文化振興に関する事。
- (9) 文化団体に関する事。
- (10) ユネスコ活動に関する事。
- (11) 栗橋いきいき活動センターしずか館に関する事。
- (12) 市立図書館の管理及び運営に関する事。
- (13) 公印の管理に関する事。
- (14) 生涯学習センターの整備に関する事。

◎文化財保護課

- (1) 文化財保護審議会に関する事。
- (2) 文化財の保護に関する事。
- (3) 文化財の調査に関する事。
- (4) 文化財愛護思想の普及に関する事。
- (5) 市(町)史編さんに関する事。
- (6) 郷土資料館に関する事。
- (7) 資料の収集、整理及び保管に関する事。
- (8) 資料の寄贈及び寄託に関する事。
- (9) 資料の利用許可に関する事。
- (10) 資料に関する専門的、技術的な調査研究に関する事。
- (11) 資料の利用に関する情報提供、相談、指導等に関する事。
- (12) 他の資料館、博物館、図書館、公民館、学校その他の関係機関、団体との協力に関する事。
- (13) 公印の管理に関する事。
- (14) 資料の展示及び利用に関する事。
- (15) 資料に関する解説書、目録、図書、研究報告書等の刊行に関する事。
- (16) 資料に関する講演会、講習会、研究会等に関する事。

○郷土資料館

- (1) 資料の収集、整理及び保管に関する事。
- (2) 資料の展示及び利用に関する事。
- (3) 資料の利用に関する情報提供、相談、指導等に関する事。
- (4) 資料に関する専門的及び技術的な調査研究に関する事。
- (5) 資料に関する解説書、目録、図録、研究報告書等の刊行に関する事。
- (6) 資料に関する講演会、講習会、研究会等に関する事。
- (7) 他の資料館、博物館、図書館、公民館、学校その他の関係機関、団体との協力に関する事。
- (8) 資料の寄贈及び寄託に関する事。

- (9) 資料の利用許可に関する事。
- (10) その他資料館の事業に関する事。

◎ 中央公民館

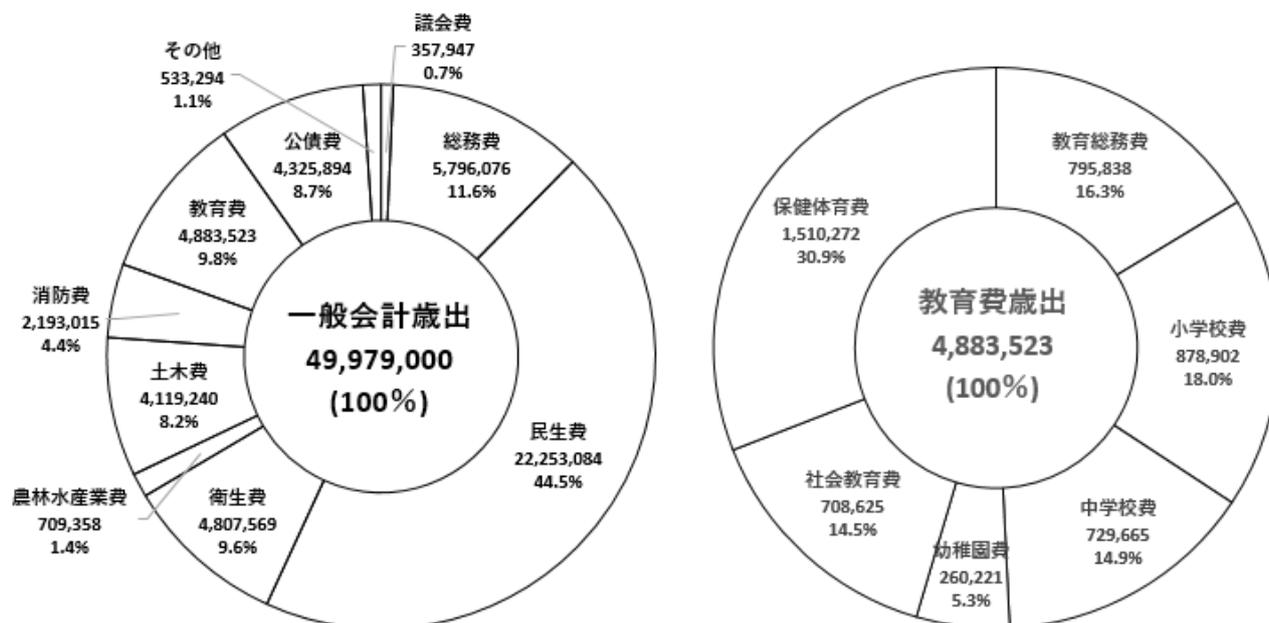
(青葉公民館・南公民館・西公民館・東公民館・森下公民館・栗橋公民館・鷺宮公民館)

- (1) 公民館の管理に関する事。
- (2) 公民館事業の企画、実施及び報告に関する事。
- (3) 公民館の利用に関する事。
- (4) 文書の収受、発送及び保管に関する事。

8 教育予算

(1) 令和4年度 一般会計予算歳出及び教育費の内訳

(単位:千円)



(2) 児童・生徒一人当たりの教育費(当初予算)

(児童・生徒数は各年度5月1日現在)

年度	小学校			中学校						
	項目	小学校費	児童数	児童一人当たり	項目	中学校費	生徒数	生徒一人当たり		
R 2	千円	781,368	人	6,992	千円	727,954	人	3,565	千円	204
R 3		752,233		6,877		832,121		3,568		233
R 4		878,902		6,795		729,665		3,542		206

(3) 人口一人当たりの教育費(当初予算)

(人口は各年度5月1日現在)

年度	項目	教育費	人口	人口一人当たりの教育費		
R 2	千円	7,981,588	人	152,947	千円	52
R 3		7,183,269		152,094		47
R 4		4,883,523		151,266		32